

**答 申 第 45 号**

**三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申**

**令和 2 年 6 月**

**三重県情報公開・個人情報保護審査会**

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件審査請求の対象となった保有個人情報のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 31 年 2 月 19 日付けで三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「特定の事案について三重県教育委員会が対応した全ての文書」についての保有個人情報開示請求に対し、三重県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 31 年 3 月 5 日付けで行った保有個人情報部分開示決定（以下「本決定」という。）の取消しを求めるものである。

3 本件対象保有個人情報について

本件審査請求の対象となっている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、特定県立高等学校で発生した事案について、実施機関が を含め複数人の教員に行った聴き取り調査に関する文書のうち、実施機関が非開示とした以下の情報である。

- (1) 事実確認を行った教員のうち、一部教員の氏名
- (2) 審査請求人に対する評価等に関する情報
- (3) 審査請求人が引率した生徒の氏名

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書、意見書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は聴き取りを行った教員のうち一部の教員の氏名を非開示としているが、全員の聴き取りをせず、限られた教員だけが選ばれたことは腑に落ちない。  
に不利な証言をする教員が除かれ、審査請求人を恣意的に貶める聴き取り内容とされた可能性がある。文面内容を正しく知るためにも氏名の開示は必要である。
- (2) の証言は管理職として当然責任ある発言をしなければならない。実施機関は個人の評価等に関する情報について、開示することで事務遂行を著しく困難にすると考えているが、非公表にすればその場逃れの無責任な発言を許すことにもなり真実闇に消えることにもなりかねない。審査請求人は個人の信条を無視するものではなく真実を正しく把握したいだけである。
- (3) 当初から徹底的な究明を実施機関に申し出ているにも関わらず、実施機関の調査は極めて不十分なものであり、到底受け入れられる内容ではない。調査内容を

すべて開示することで、実施機関は曖昧な調査は許されないということを認識してほしい。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

### (1) 事実確認を行った教員のうち一部教員の氏名について

本件は審査請求人から、ハラスメントに該当する旨の訴えがあり、教職員課は事実関係を正確に確認するために、を含め複数人の教員に聴き取りを行ったものである。聴き取りを行った教員のうち、審査請求人から聴き取りの要望のあった教員及び事案当時に勤務していたの氏名については、審査請求人が当然に知りうる事実であることから開示したが、それ以外の教員の氏名については非開示とした。

教員の氏名は公務員等の職務に関連する情報ではあるが、氏名を開示して個人が識別されることになると、聞き取った事実関係は全て開示していることから、話をした内容について批判されたり誤解を受けたりすることや、個人の私生活上に影響を及ぼすおそれがあることから非開示と判断したものである。

### (2) 審査請求人に対する評価等に関する情報について

審査請求人に対する判断や評価を含む心情を記載した部分を開示することになると、判断や評価の内容について批判されたり、誤解を受けたりすることを過度に意識するあまり、聴き取り時に思ったことを素直に話すことを差し控えるようになることが危惧される。結果として、今後の教員に対する聴き取り業務の適正な遂行を著しく困難にするものと考えられる。

加えて、これらの記述については、特定の個人の思いや信条、評価等を記載した情報でもあり、個人の人格と密接に関係するため、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者へ流通させることは適切ではないことから、非開示と判断した。

### (3) 審査請求人が引率した生徒の氏名について

生徒の氏名については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別し得る情報であることから、非開示と判断した。

## 6 審査会の判断

審査請求人は、本件非開示部分の開示を要求しているが、実施機関は本決定を妥当としていることから、本件対象保有個人情報について個別に非開示情報該当性を検討し、条例を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (1) 条例第16条第2号（開示請求者以外の個人情報）の意義について

本号は、開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるときには非開示とすることを定めたものである。

また、本号ただし書イによる「法令等の規定により又は慣行として本人又はその遺族等が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」や、八による「公務員等の職務に関する情報。ただし、開示することにより、当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員等の氏名を除く。」と掲げる情報を除くとし、非開示情報の例外を規定している。

(2) 条例第 16 条第 7 号（評価等情報）の意義について

本号は、個人の評価等に関する保有個人情報を開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるとき、非開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第 16 条各号への該当性について

ア 事実確認を行った教員のうち、一部教員の氏名

実施機関は、教員の氏名は公務員等の職務に関連する情報ではあるが、氏名を開示することで当該教員個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 16 条第 2 号に該当すると主張する。

たしかに、実施機関が主張するように、当該情報は、氏名を開示して個人が識別されることになると、聞き取った事実関係は全て開示していることから、話をした内容について批判されたり誤解を受けたりすることが生じないとはいえないが、既に審査請求人は退職し、当該高等学校に在籍しておらず、実施機関の説明からも開示することによる教員の私生活上の権利利益を害する具体的な特別の事情はうかがえないため、実施機関が主張する条例第 16 条第 2 号ただし書八の「開示することにより、当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとまでは認められない。

しかしながら、実施機関の説明によると、氏名を非開示とした教員に対し事実確認の聴き取りを行う際、氏名を他者に開示しない旨の説明を行ったうえで適切な回答を求めたとのことである。

当該氏名を開示することになれば、今後、同種事例における聴き取り事務において、回答者は率直な意見やありのままの事実を回答することを差し控え、その結果、実施機関は正確な事実関係の把握が困難となり、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため、当審査会としては、条例第 16 条第 7 号に該当し、非開示が妥当であると判断する。

イ 審査請求人に対する評価等に関する情報

当該情報について実施機関は、特定の個人の思いや信条、評価等を記載した情報でもあり、個人の人格と密接に関係するため、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者へ流通させることは適切でないとして条例第 16 条第 2 号による非開示を主張している。

当該情報は、職務として事実確認の聴き取りに応じた の回答内容の一部であ

って公務員等の職務に関する情報であると認められる。また、既に審査請求人は退職し、当該高等学校に在籍しておらず、実施機関の説明からも開示することによる教員の私生活上の権利利益を害する具体的な特別の事情はうかがえないため、その内容については、条例第 16 条第 2 号ただし書八の「開示することにより、当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」とまでは認められない。

また、実施機関は、当該情報は審査請求人に対する評価等に関する情報にも該当し、開示することで今後の教員に対する聴き取り業務の適正な遂行を著しく困難にするとして条例第 16 条第 7 号による非開示を主張している。

しかしながら、当審査会において当該情報を見分したところ、当該情報のうち同様の内容が既に開示されているものも見受けられ、その他の情報についても審査請求人の言動に対する の所感を記載したものであると認められ、たとえ評価等に該当する情報であったとしても、開示することで今後の聴き取り事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該情報は条例第 16 条第 2 号及び第 7 号のいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

#### ウ 審査請求人が引率した生徒の名前

当該情報は実施機関が主張するとおり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものではあるが、審査請求人自身が既に知っている情報であるため、開示することで審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれはない。

したがって、当該情報は条例第 16 条第 2 号ただし書イに該当すると認められ、開示すべきである。

#### (4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

### 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
R 1 . 6 . 1 7	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 1 . 6 . 1 9	・ 実施機関に対して、対象保有個人情報記録された公文書の提出依頼
R 1 . 6 . 2 8	・ 実施機関を經由して審査請求人からの反論書の受理
R 1 . 7 . 2	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 1 . 7 . 1 1	・ 実施機関からの意見書の受理
R 1 . 9 . 3	・ 審査請求人からの意見書の受理
R 2 . 4 . 1 5	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和2年度第1回第1部会)
R 2 . 6 . 1 6	・ 審議 ・ 答申 (令和2年度第2回第1部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	岩 崎 恭 彦	三重大学人文学部准教授
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	坂 口 知 子	税理士
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した会長及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。